

別記様式(第7条関係)

## 会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和2年2月10日(月) 午後7時30分から  
午後8時30分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎1階会議室
- 4 出席者数
  - (1) 委員 9名
  - (2) 執行機関 5名
  - (3) その他 0名
- 5 議題
  - (1) 葬祭費の支給額の改定について
  - (2) 国民健康保険一部負担金の減免制度について
  - (3) 令和2年度 国民健康保険特別会計予算案について
  - (4) その他  
(報告)
    - ①政令の改正による国保税条例の改正案について
    - ②令和2年度の被保険者証の有効期限について
- 6 会議資料の名称
  - 資料1 国民健康保険葬祭費の支給額の改定について
  - 資料2 富士川町国民健康保険一部負担金減免、減額、徴収猶予の取扱いについて
  - 資料3 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算(案)
  - 資料4 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し
  - 資料5 令和2年度被保険者証について(参考:広報掲載予定原稿)
- 7 発言の内容 別紙のとおり

別紙

1. 開会

事務局 協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席により富士川町国民健康保険運営協議会を開催する。

2. 会長あいさつ

会長 あいさつがなされる。

3. 議事録署名委員の指名

事務局 協議会規則第11条により会長より2名指名する。

会長 一号委員より大森きよ子委員、杉山茂委員を指名する。

4. 議事

事務局 協議会規則第6条により会長が議長を務める。

議長 1) 葬祭費の支給額の改定について事務局に説明を求める。

事務局 資料1「国民健康保険葬祭費の支給額の改定について」を使い説明を行う。

(主な説明)

国民健康保険給付のうち、死亡に関する給付である葬祭費は、国民健康保険法第58条で、市町村の条例に定めるところにより支給するとされている。富士川町国民健康保険条例では、葬祭費の支給額を3万円とし葬祭を行った喪主等に支給している。

しかし、消費税率の引き上げや物価の上昇など、昨今の経済状況を鑑みると葬祭に係る費用負担も増えていることから、葬祭費の支給額を5万円に改定し、被保険者の負担軽減につなげたい。

また、社会保険や後期高齢者医療保険との差を無くしたいと考えている。

県内市町村の状況は、3万円が富士川町を含め6町、5万円が20市町村、6万円が甲府市の1市である。

他保険者の状況は、町民の約3割が加入している全国健康保険協会は5万円が埋葬料として支給されている。75歳以上が加入する山梨県後期高齢者保険でも5万円が支給されている。

5万円とした根拠は、健康保険法第100条第1項で「埋葬料の金額は政令で定める」とされ、健康保険法施行令第35条で「健康保険法第100条1項に定める埋葬料の額は5万円とする」とされている。

予算の増額については、年間の国保の葬祭費はおおむね30から35件で推移している。改定した場合、1件の差額が2万円掛ける35件で70万円の増額を見込んでいる。

以上、額の改定による国民健康保険条例の一部改正については、令和2年4月1日から適用することとし、3月議会に上程したいと考えている。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

議長 意見がないようなので、これで承認としてよろしいか。

委員 (承認)

議長 2) 国民健康保険一部負担金の減免制度について、事務局に説明を求める。

事務局 資料2「富士川町国民健康保険一部負担金減免、減額、徴収猶予の取扱について」を使い説明を行う。

(主な説明)

被保険者が医療機関等を受診した際に支払う一部負担金については、国民健康保険法第44条第1項の規定により、市町村長が特別な事情があると認めた世帯は、免除、減額または徴収猶予ができるとされている。これまで、富士川町では国の通知による基準を適用し、東日本大震災の被災により転入した方の一部負担金を減免した経過がある。しかし、昨今の台風などの被害が全国でも多く発生しているため、富士川町でも次のとおり基準(要綱)を定め、被保険者が

被災した時に適切に対応したいと考えている。

目的は災害等を被災した被保険者及び失業、廃業した被保険者が再建するまでの一定期間において、医療費の一部負担金を免除あるいは徴収猶予することで経済的負担を軽減する。

減免の事由は、1. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡または身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。2. 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農物の不作、その他これらに類する理由により著しく収入が減少したとき。3. 事業又は業務の休止、廃止、失業等により著しく収入が減少したとき。4. その他町長が認めるとき。以上のいずれかの事由に該当したとき減免の対象とする。

減免となる対象者は、1. 入院療養を受ける被保険者であること。2. 世帯主及び世帯に属する被保険者の1か月分の収入合計が、生活保護基準の1.2倍以下であり、かつ、預貯金の合計額が生活保護法で定める基準生活費に870分の990を乗じて得た額の3か月分の額以下であることとなる。この870分の990という数字を換算すると1.1319になる。根拠は厚生労働省保険局国民健康保険課長通知により示されている値である。また本年10月1日からは1000分の1155に改定することが決まっている。以上に該当する者が対象となる。

減免の割合については、実収入月額が生活保護基準に870分の990を乗じて得た額を超えるときは5割減額となる。実収入月額が、生活保護基準を超え、870分の990を乗じて得た額以下の場合は8割減額となる。住宅若しくは家財の価格の100分の50以上の損害又は実収入月額が、生活保護基準以下の場合は免除となる。その他、災害救助法等の適用により国の通知等によって定めがある場合は国の基準による。

期間については、申請月を含め3か月以内の期間とする。引き続き減免等を行う必要があると町長が認める場合は3か月を限度として延長することができる。

申請に必要な書類は生活状況申告書、給与証明書、医療機関等の証明書、り災証明書又は被災証明書、その他資産および申請理由を証明する資料となる。

徴収猶予について、減免等に該当しない場合で、特別な理由がある世帯で一部負担金の支払いが困難であると認められる者について

は、一部負担金の徴収を猶予する。

以上の内容で令和2年4月1日施行を目標に国民健康保険の一部負担金の減免、減額、徴収猶予の要綱として定めたいと考えている。

(以上、説明とする。)

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 免除、減免の期間はあるのか

事務局 申請月を含めて3か月以内とする。引き続き減免等を行う必要があると町長が認めたときは、3か月を限度とし延長することができるので、最長で6か月となる。

委員 万が一大規模な災害が起きた時は、申請に必要な書類を揃えることが困難になると思われる。書類の作成などを手伝う体制など細かいところまで考えてもらいたい。

事務局 すでに要綱案の作成をしているが、その中で災害にあった場合、必要な書類を整えられるようになったらすみやかに出すというように要綱の中に定める予定でいる。

委員 これは医療機関を受診する場合に受けるものになると思うが、保険税については減免になるようなものがあるのか。

事務局 国民健康保険税については、すでに減免等に関する要綱があり、災害等の時には減免できるようになっている。今回は一部負担金の要綱がなかったので議案とした。

委員 医療機関の立場から、免除や減免になった分はどこから補填されるのか。

事務局 申請があったら、免除等の証明書を作成し患者さんに渡す。それを持って受診した場合は、既に国の制度にはあるが免除の場合においては、100パーセント保険者に請求してもらうことになる。町の

場合でも、免除対象の患者さんからはお金をいただかないようにしてもらい、100パーセント保険者に請求する形で、連合会の審査に出してもらおう。

委員 生活保護基準に870分の990を乗じたとあるが、生活保護基準はどのくらいになるのか。

事務局 生活保護基準は、家族の人数や年齢により決まる。担当ではないので詳しくはないが、インターネットで地区、年齢を入力すると概ねの金額が出てくるので簡単な試算をしてみた。富士川町で年齢が70から74歳までの夫婦世帯だと生活保護費が134,930円となる。生活扶助基準が99,930円、住宅を持っていればプラス35,000円となり合計の134,930円が富士川町での生活保護基準となる。

もうひとつ、富士川町で子供がいる世帯で中学生が一人、高校生が一人で41歳から59歳まで両親での算定は、生活保護費は204,750円で、これが1か月の最低基準額になる。あと、母子家庭の場合は、母子加算が20,800円付いたり、障がいをお持ちの人には、障がい者加算が付いたりすることもある。生活している家族等の状況で金額が変わってくる。この数字を使い算定し最低の生活基準額を出すことになる。

委員 減免対象者で自分が対象になっているかわからないことがあると思う。対象となっている方への案内や通知などは考えているのか。横浜では行政が管理し制度が変わった時などは対象となる方へ案内をしているようである。

事務局 現在、お知らせする媒体は広報紙や町のホームページである。大規模災害の場合は、災害救助法等が適用されると国が通知してくるのでその基準で行う。富士川町内のみでは、火災や一部の土砂崩れなどを想定している。そういった場合、対象者がわかればピンポイントでお話をするができる。

委員 基準生活費にかける870分の990という数字が、10月1日から1000分の1155に変わるという解釈でいいのか。

事務局           今の期間だと国の通知により 870 分の 990 と決められているが、今年の 10 月から 1000 分の 1155 にするようにと既に通知がされている。要綱を制定する時は、1000 分の 1155 と記載し、10 月までは 870 分の 990 と読み替えができるようにし、再度改正することがないようにする予定でいる。

議長           他に意見、質問はあるか。  
意見等がないようなので、これで承認としてよろしいか。

委員           (承認)

議長           3) 令和 2 年度 国民健康保険特別会計予算案について事務局に説明を求める。

事務局           資料 3 「令和 2 年度国民健康保険特別会計当初予算 (案)」を使い説明を行った。

(主な説明)

3 月議会に上程予定の案件である。

まず、令和 2 年度の当初予算の特徴についてお話する。退職被保険者医療制度が平成 27 年 3 月に廃止され、これまで廃止時に加入していた方が 65 歳になるまでは経過措置期間であった。令和 2 年 4 月 1 日から被保険者がいなくなるので、退職被保険者は 0 人である。しかし保険税、保険給付費、納付金に若干ではあるが予算を計上している。これは、再審査等により遅れて請求がきた場合や、遡って適用した方の振替分の予算として計上している。

続いて主な歳入は、1 款保険税 一般被保険者現年分が 3 億 6960 万円、退職被保険者現年分が先に説明した 0 人ではあるが遡りの適用を考慮し存目の 3,000 円とし、合計が 3 億 8162 万 8 千円を計上した。

5 款県支出金 保険給付費等交付金が 11 億 2274 万円になるが、これは歳出 2 款保険給付費の出産育児一時金と葬祭費を除いた額と同額を計上している。特別保険給付費等交付金 1676 万 7 千円、保険者努力支援制度で保険者を支援する形で県から交付金が入ってく

る。県補助金1千円、財政安定化基金交付金1千円、これは存目のためである。合計11億3950万9千になる。

7款は一般会計からの繰入金 保険基盤安定で保険税軽減分の県と町からの繰入で6千万円、職員給与費2349万4千円、これは歳出1款の人件費、事務費、5款保健事業費人件費の部分を一般会計から繰入ることになる。出産育児一時金は歳出で420万円であるが、3分の2は一般会計から繰入れてもらえることになっているので280万円計上している。保険基盤安定（保険者支援分）は、国、県、町からの補助で2797万円である。保険施設事業で541万2千円は長澤にある保健福祉支援センター管理費分を繰入れている。その他窓口無料医療対策と合わせて1億2592万6千円を計上している。以上、歳入の合計は、その他収入を合わせて16億4735万円で前年比375万1千円の減である。

次に歳出。1款総務費は人件費、事務費、賦課徴税・滞納処分費、運営協議会の委員報酬、合わせて1548万2千円である。

2款保険給付費は歳出全体の68パーセントを占める一番大きな款である。一般被保険者の医療費、療養費だが、11億1870万1千円、退職被保険者分は先の説明のとおり万が一の部分だが56万1千円、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭諸費は5万円の改定が可決された場合のプラス70万円を含め175万円、合計11億2869万円である。

3款国保納付金は、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるものである。一般分が4億3700万円、退職分は平成30年度の実績による精算の費用が主なものになり、60万8千円で、合計4億3760万8千円を計上している。

5款保健事業費 保健福祉支援センターの施設維持管理費、人件費を合わせて1329万3千円、特定健康診査等事業費は健診の委託費、保健指導の経費で1282万8千円、医療費通知等の事務費による保健事業が158万3千円、合計で2770万4千円となる。

6款財政調整基金積立金は歳入から歳出を引いた差額を積立にあてるように計上している。

7款公債費 1400万円は以前に一般会計から国保会計が2千万円を借入していたものの残額で、平成29年度から200万円ずつ3年間返還してきたが、令和3年の国保税率改定に向けて借金を清算し、

どのくらい改定できるかを検討する予定で、国保会計が黒字になっていることもあり一括返済するための1400万円を計上している。

以上、歳出の合計、16億4735万円を計上している。

(以上、説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 一般会計へ1400万円返還し、さらに2千万円の基金の積み立てができるということか。

これまでの積立金が6千万円で、前回それが妥当な金額との説明だったが、今回さらに2千万円を積み立てると8千万円になるが金額が多すぎるということはないのか。

事務局 前回の説明は、2款保険給付費の5パーセントの6千万円が最低限必要な数字であろうと県の説明があったこととお話ししたが、6千万円は安心できる額ではない。

歳出の保険給付費の11億2869万円に対するところは、歳入の5款県支出金の保険給付費等交付金が概ね同額で入ってくるので困らないが、歳出の3款国保納付金を財源に県は市町村が必要な医療費に対する交付金を支出している。

富士川町ではここを国税と繰入金で賄っているが、財源が足りなくなることはないように基金の積み立てを行うもので、町長とも国保会計の予算の1割程度があれば安心できるのではと話し、この予算だと1億6千万円ほどが安心できる額ではと考えている。

今後、税率を改定した際、改定後3年間を見る時に基金があれば予算が足りないようなことがおこっても、次期の改定まで税率を上げることはない。事務局でも税率を下げることを考えていて、下げた時でも対応できるように黒字である現在は基金に積み立てをするよう対応した予算案である。

議長 先日、サンニチ新聞に県下の納付金の額が出ていたが、富士川町は増加していた。その内容について教えてほしい。

事務局 富士川町では平成31年度の納付金より令和2年度は下がっている。

ただ被保険者数がだいぶ減っているのですが、一人あたりとなると増加している。毎年200人弱減少しているが、医療費は増加している。医療費の増加により納付金が増える傾向にある。

議長 他に意見や質問があるか。  
意見等がないようなので、承認としてよろしいか。

委員 (承認)

議長 4) ①政令の改正による国保税条例の改正案について事務局に説明を求める。

事務局 資料4「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」を使い説明を行った。  
(主な説明)

政令の改正により、国民健康保険税の条例の一部改正が必要になったので報告となる。

富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要については、令和2年4月1日施行の国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび減額の対象となる世帯の所得判定について、改正することとされた。

改正内容は、基礎課税額の限度額61万円を63万円に引き上げ、介護納付金課税額の限度額16万円を17万円に引き上げる。一方で、低所得者の負担軽減としては、均等割および平等割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額28万円を28万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額51万円を52万円に引き上げることにした。

以上の国民健康保険税条例の一部改正については、3月議会に上程し、承認されると本年4月1日から施行する。

(以上、説明とする)

議長 委員に意見、質問を求める。  
(意見等なし。)

議長 4)②令和2年度の被保険者証の有効期限について説明を求める。

事務局 資料5を使い説明を行った。

(主な説明)

資料5は、広報ふじかわの令和2年3月号に掲載予定の原稿になる。現在、国民健康保険の被保険者証と70歳から74歳の被保険者には、高齢受給者証を渡し、病院や薬局に提示することで医療を受けている。令和3年8月よりこの2枚の内容を1つに併せ持つ被保険者証に移行する計画で作業している。被保険者証はこれまで毎年3月31日の期限で4月1日から1年間有効の新しい被保険者証を渡していたが、今年度4月1日以降に発行するものについては、今回のみだが1年4か月に延長し交付することが決まっている。令和3年8月から被保険者証と高齢受給者証が一体になったものを交付する予定で、通常の3月31日の有効期間だと4月に交付し7月に差し替えの2度発行することになると、費用や事務量が負担になることから、今回に限り有効期間が1年4か月間で7月31日が有効期限のものを交付する。

議長 他の委員に意見、質問を求める。

委員 今回7月31日までのものを交付した後は、毎年8月1日で更新になるのか

事務局 そのとおりである。令和3年8月から全員が更新月になる。

委員 国民健康保険被保険者証は、名前にふり仮名が入るのか。

事務局 以前からふり仮名が無いことで不便をおかけしていた。平成30年度から峡南5町ではふり仮名が入るようにした。

委員 峡南地区の他の町で、高齢受給者証との一体化は行われるのか。

事務局 国の指示により一体化が進められている。また山梨県が保険者な

ので、県内でほぼ同時に開始されるものだと思う。

議長 他に意見、質問等はあるか。  
意見がないのですべての議事を承認とし議事を終了する。

議長 以上、議事を終了したので、議長の職を解く。

## 8. 閉会

副会長 健全な国保運営が行われ、町民の健康が守られることが一番重要である。今後もよろしくお願いします。  
以上で閉会とする。